

改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と 水道基盤強化方策について

(素案)

2019年2月
大阪市水道局

- 我が国の水道は、地方自治体により、高度経済成長期に併せて急速に整備が進められてきた結果、高普及化と高水準化を達成したが、現在は、人口減少に伴う水需要減、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、中小の水道事業者で深刻化する人材不足や経営基盤の脆弱化といった課題に直面しており、かつての水道拡張の時代から、既存の水道基盤を強化することが求められる時代に入っている。
- 国は、これら課題に対して所要の対策を講じることができるよう、2018年12月に水道法の一部を改正し、「水道基盤強化に向けた水道事業者等の責務」と「広域連携に関する取組の推進」を明確化するとともに、厚生労働省等の許可のもと、水道事業者等としての位置づけを維持しつつ官民連携の推進を図る新たな仕組みを導入した。
- 大阪市では、本市水道事業の持続と成長に向け、『大阪市水道経営戦略2018 - 2027』を策定、推進しているが、今回の水道法改正の趣旨に照らすと、
 - ・ 切迫する地震に対する管路耐震化の促進
 - ・ 他都市水道事業の基盤強化に寄与する広域連携の拡大の二つが喫緊の課題であり、本市が培ってきた技術・ノウハウを有する人的経営資源を適材適所に活用できる新たな業務執行体制を構築する必要がある。
- 水道局では、これらの課題に対処するため、命の水を預かる水道事業者として、また、広域的な水道基盤強化に寄与する大規模事業者として、官民連携により管路耐震化を促進する「PFI管路更新事業」を立ち上げるとともに、当該事業で創出した人員の再配置により、市民の安心安全と広域連携の拡大を一手に担う公的ガバナンスとマネジメント機能を強化することについて、今後の議論に資するための『素案』を作成したので、ここに報告するものである。

2018年3月

- ◆ 「大阪市水道経営戦略（2018 - 2027）」を策定
- ◆ 2018年度を初年度とする、「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」を策定
 - 管路耐震化の促進に向けた新たな官民連携手法検討の方針を明記

2018年9月

- ◆ 管路耐震化促進のための新たな官民連携手法にかかるマーケットサウンディング
【実施内容】
 - 当局が想定している事業量及び期間について（参入意欲の有無）
 - 官民連携による効果について

2018年12月

- ◆ 官民連携の促進や広域連携の推進等を内容とする水道法改正案が国会で成立

水道法改正の趣旨

大阪市の課題

改革の方向性

水道基盤の強化に対する事業者の責務

- 老朽管が多い
 - ・ 老朽管率47%
(全国ワースト1)
- 管路耐震化の遅れ
 - ・ 耐震管率29%
 - ・ 耐震適合管率43%
- 急がれる管路更新の促進
- 局職員のマンパワー不足による管路更新ペースの限界

2017年度

- ☞ 民のマンパワーと創意工夫を取込む「PFI管路更新事業」の創設
 - ・ 管路更新の大幅なスピードアップ
(倍速レベル)
 - ・ PFI事業で生み出した局職員の再配置

広域連携の推進に向けた協議会の設置

- 中小自治体における財源不足、職員高齢化・人員削減による人材の枯渇、技術継承の担い手不足
- 増加する他都市からの支援要請
 - ・ 協定締結 20事業体
- 広域連携(他都市支援)への人材(局職員)活用に制約

- ☞ 協議会参画を通じた広域連携への行政アプローチ
- ☞ 水道局と民間事業者の連携による広域的な老朽管対策推進への官民アプローチ

- ・ PFI事業で生み出した局職員の活用
- ・ 水道局の公的ガバナンス・マネジメント力、技術力の強化

- 創業1895年の大阪市水道事業は、他都市に比べて極めて早い段階から水道管の整備が進められたため、耐用年数40年を経過した管路の全体延長に占める割合、いわゆる老朽管率が全国で突出して高いという大阪市特有の課題を抱えている。
- 水道局では、近い将来、その発生が確実視される南海トラフ巨大地震等に備えた管路耐震化が急務である今、この課題を早期に解消して市民の安心安全を守る水道基盤へと強化すべく、年間60～70kmである現行の管路更新ペースを倍速（120～140km）に引き上げるため、民の関与が最も大きい「管路更新業務」を切り出し、ここに民間事業者のマンパワーを充てる官民連携の導入について検討した。
- 第1章では、統計データに基づく水道管路の現状分析により、今後の管路更新ペースを大幅に前倒しする必要性とその基本方針を示し、これを可能とするためには、管路更新に関する現行の業務執行体制を、官民連携による新たな体制へと抜本的に見直しを図ることが実務、経営の両面で合理的であることを示した。
- 第2章では、官民連携手法として、包括委託、PFI手法それぞれを適用した場合の比較検討シミュレーションを行い、第3章に、最適手法であると判断した改正水道法の適用による「PFI管路更新事業」について、その基本スキームの詳細を記述し、今後の工程案を掲げた。
- 第4章では、「PFI管路更新事業」で生み出された人的経営資源の再配置により、市民の安心安全を担いつつ、他都市支援等の広域連携に寄与する組織体制を構築するため、命の水を守る水道局各部門（浄水、水質、災害・リスク管理）の公的ガバナンス力・マネジメント力、技術力の強化に向けた水道基盤強化方策を掲げ、第5章では、水道局による行政アプローチと「PFI管路更新事業」を活用した官民アプローチにより、広域災害時の対応、他都市への技術支援、府域一水道への対応等、水道広域化への取組強化についての考え方を示した。
- 以上の内容は、現時点での『たたき台』であり、今後は、これを基に、市会でのご議論、ご意見を賜りつつ、「公共性の確保」と「経済合理性の確保」にバランスのとれた制度設計を行い、官と民の適切な役割分担による業務執行体制を構築することにより、市民の信頼、安心安全を担いつつ、広域連携に寄与する持続的な水道事業の実現をめざしていきたい。

目次

第1章 現状分析…………… P.6～22

- 管路更新ペースを大幅に前倒しする必要性とその基本方針を示す
- 実務、経営の両面から見た管路更新に関する現行の業務執行体制の限界と、官民連携による新たな体制に抜本的に見直すことの合理性をシミュレーションによって示す

第2章 官民連携手法の比較…………… P.23～36

- 本市がめざす管路耐震化の大幅促進に向け、包括委託とPFI制度についてシミュレーションによる比較検討を行い、現時点で最適と判断される官民連携手法を示す

第3章 PFI管路更新事業の基本スキーム（案）…………… P.37～55

- 最適手法であると判断した改正水道法の適用による「PFI管路更新事業」について、基本スキーム（案）と今後の工程案を示す

第4章 命の水を守る水道局の取組…………… P.56～67

- 「PFI管路更新事業」で創出した人員の再配置により、命の水を守る各部門（浄水、水質、災害・リスク管理）のマネジメント力、技術力を強化し、市民の安心安全と広域連携に寄与する水道局の基盤強化方策を示す

第5章 水道広域化の方向性…………… P.68～73

- 水道広域化について、水道局による行政アプローチと「PFI管路更新事業」を活用した官民アプローチにより、広域災害時の対応、他都市への技術支援、府域一水道への対応等、今後の取組強化についての方針を示す

まとめ…………… P.74～78

- 全体の総括として、大阪市水道がめざすミッション、経営戦略における収支の見通し、「PFI管路更新事業」と関連して行う各施策による市民メリットを示す